

○熱海市凌寒荘条例

平成21年9月30日

条例第21号

改正 平成24年12月20日条例第22号

令和4年3月17日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、熱海市凌寒荘（以下「凌寒荘」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 個性豊かな市民文化の振興及び魅力ある観光地づくりの推進を目的として、凌寒荘を熱海市西山町に設置する。

(事業)

第3条 凌寒荘は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 凌寒荘の庭園を市民の利用に供すること。
- (2) 凌寒荘の歴史的な調査及び研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(開館時間)

第4条 凌寒荘の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平24条例22・一部改正)

(休館日)

第5条 凌寒荘の休館日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(平24条例22・一部改正)

(利用の制限等)

第6条 教育委員会は、凌寒荘を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、又は禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

- (2) 施設、設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、凌寒荘の管理上支障があると認めるとき。

(平24条例22・一部改正)

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体で教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に凌寒荘の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の凌寒荘の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による開館時間の変更
- (2) 第5条ただし書の規定による臨時の開館又は休館の決定
- (3) 第6条の規定による入館の拒否又は退館の命令
- (4) 凌寒荘の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の開館時間の変更及び第2号の臨時の開館又は休館の決定を行う場合には、教育委員会の承認を受けなければならない。

(令4条例6・追加)

(指定管理者の指定の手續等)

第8条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(令4条例6・追加)

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、凌寒荘の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(令4条例6・旧第7条線下)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平24条例22・一部改正、令4条例6・旧第8条線下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正)

2 熱海市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和39年熱海市条例第8号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成24年条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(熱海市立澤田政廣記念美術館条例等の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の際現に効力を有する附則第3項から前項までの規定による改正前の次に掲げる条例の規定により市長が行った処分その他の行為については、附則第3項から前項までの規定による改正後の次に掲げる条例の相当規定により熱海市教育委員会が行った処分その他の行為とみなす。

(1)から(6)まで 略

(7) 熱海市凌寒荘条例

附 則（令和4年条例第6号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の熱海市立澤田政廣記念美術館条例第8条、第3条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫・佐藤陽子創作の家条例第8条、第4条の規定による改正後の熱海市池田満寿夫記念館条例第8条、第5条の規定による改正後の熱海市立伊豆山郷土資料館条例第8条及び第6条の規定による改正後の熱海市凌寒荘条例第8条の規定による指定管理者の指定の手續等については、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の規定の例により行うことができる。